



49 後醍醐天皇繪旨案

故師親王河端御旧跡所被擬僧院
也、可被住持者、天氣如此

仍執達如件

元徳二年十月二十五日

本元上人禪室（元翁本元）

（解説）

亡くなられた世良親王の河端の住まいを禪宗（臨濟宗）の寺にしなさい。そして、その寺の住職には、元翁本元がなるようにとの後醍醐天皇からの繪旨である。